

滑空機等の取扱いに関する達を次のように定める。

平成23年4月1日

防衛大学校長 五百籟頭 眞

滑空機等の取扱いに関する達

(目的)

第1条 この達は、防衛大学校（以下「大学校」という。）が装備する滑空機等の取扱いに関して必要な事項を定め、もつて滑空機等の管理を適正、かつ、効果的に実施することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 滑空機等 滑空機並びに滑空機整備・支援用の地上器材及び救命装備品をいう。
- (2) 性能確認検査 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第107条第5項の規定に基づき、航空法（昭和27年法律第231号）第10条の2に規定する「耐空検査員」による滑空機の性能の確認を行う検査をいう。
- (3) 滑空機等の使用 滑空機の使用、搭乗及び運航をいう。

(編入)

第3条 国有財産たる滑空機に編入するものは、滑空機に組み込まれた構成品のみとし、国有財産たる滑空機から物品に編入するものは、「取壊し」をした滑空機及び同構成品とする。

2 前項の編入手続きは、防衛大学校の物品管理に関する達（平成21年防衛大学校達第5号）第13条によるものとする。

(受領)

第4条 滑空機の受領官は、訓練課長とする。

2 訓練課長は、引渡しを受ける滑空機と、滑空機の引渡しに関する関係書類及び

図面とを照合し、適格と認めた場合に受領するものとする。

- 3 訓練課長は、前項の規定により滑空機を受領した場合には、受領調書（別紙様式第1）を作成し、防衛大学校長（以下「学校長」という。）に提出するものとする。

（標識）

- 第5条** 滑空機には、別紙の標示方法により、日の丸、機番号等を標示するものとする。

（滑空機等の整備）

- 第6条** 訓練課長は、滑空機等を常時適正な状態に整備し、維持するものとする。

（性能の確認）

- 第7条** 滑空機は、有効な運用限界指定書（別紙様式第2）を交付されていなければ航空の用に供してはならない。

- 2 学校長は、性能確認検査を実施し、飛行性能が確認された滑空機には、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第12条の3に規定する耐空類別及びその運用限界を運用限界指定書をもって指定する。

- 3 運用限界指定書の有効期間は、性能確認検査を完了した日を起算日として1年間とする。ただし、有効期限が満了する1か月前から当該期間が満了するまでの間に新たに受検した性能確認検査に基づく運用限界指定書は、有効期限が満了する日の翌日を起算日とする。

- 4 運用限界指定書は、改造、修理等によって運用限界に変更が生じた場合には、無効となる。

（作業安全）

- 第8条** 訓練課長は、滑空機等の整備を行う際には、作業の安全を確保するための必要な措置を講じるものとする。

（被害報告）

- 第9条** 訓練課長は、天災、その他事故により滑空機が滅失又はき損した場合には、速やかに滑空機被害報告書（別紙様式第3）を作成し、学校長に報告するものとする。

- 2 訓練課長は、滑空機の滅失又はき損による損害見積り価格が500万円を超える場合には、防衛省所管国有財産（航空機）の取扱いに関する訓令（昭和40年防衛庁訓令第24号。以下「取扱い訓令」という。）第8条の規定に基づく報告の手続きをとるものとする。

(用途廃止)

第10条 訓練課長は、滑空機について用途廃止の必要が生じた場合には、取扱い訓令第6条の規定に基づく申請の手続きをとるものとする。

(国有財産台帳等)

第11条 滑空機の国有財産台帳は、訓練課に備え付けるものとする。

2 前項に規定するもののほか、国有財産台帳の補助簿として、滑空機ごとに次の各号に掲げる帳簿を訓練課に備え付けるものとする。

- (1) 滑空機運用限界指定簿
- (2) 修理及び改修の記録簿
- (3) その他必要な記録簿

(使用手続)

第12条 滑空機の運航及び搭乗に関する達（平成23年防衛大学校達第7号）第4条に規定する本科学学生又は職員等に対する教育訓練以外に滑空機を使用する場合には、当該使用にかかる使用責任者は使用の都度、使用する日の7日前までに滑空機使用申請書（別紙様式第4）を訓練課長に提出するものとする。

(整備の基準等)

第13条 滑空機等の整備及び取扱い並びにその教育の基準等については、訓練部長が定めるものとする。

附 則

- 1 この達は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 航空機の取扱いに関する達（昭和53年防衛大学校達第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「落下傘」の次に「(滑空機及び滑空機に関する器材等を除く。)」を加える。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第9条第2項中「第9条」を「第8条」に改める。

第10条中「及び第7条」を削る。

別紙滑空機の欄を削る。

様式第2を次のように改める。

様式第2 削除

- 3 防衛大学校における専決及び代決に関する達（平成5年防衛大学校達第9号）

の一部を次のように改正する。

別紙第1 訓練部長専決事項訓練課所掌事務の項に次の1号を加える。

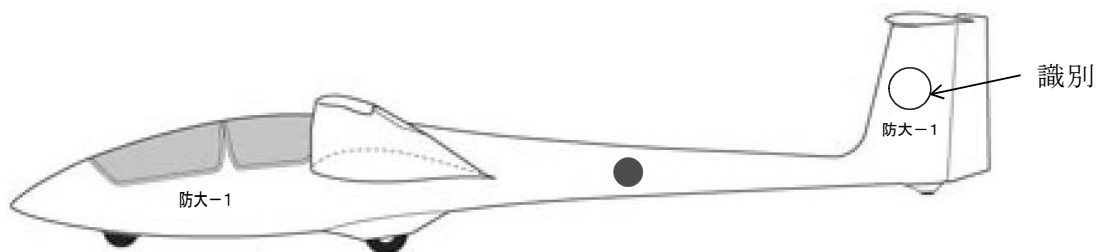
- (9) 滑空機等の取扱いに関する達（平成23年防衛大学校達第8号）第7条の性能の確認に関すること。

別紙（第5条関係）

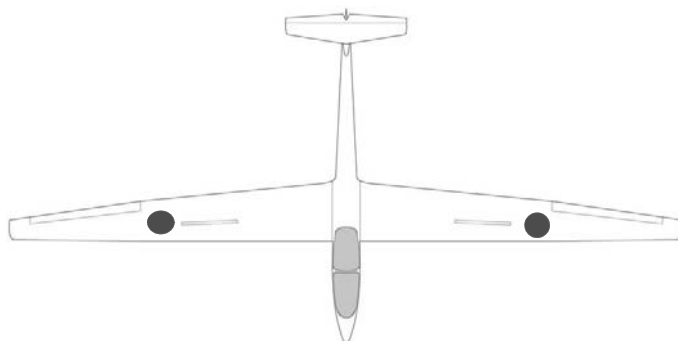
日の丸及び機番号等標示方法

<p>日の丸</p>	<p>標示位置 主翼上下両面及び胴体両側面</p> <p>大きさ 主翼赤色直径30～70センチメートル 胴体赤色直径20～50センチメートル</p> <p>輪郭 赤色直径の1/15の幅の白色 (機体色が白の場合は省略。)</p>
<p>機番号</p>	<p>標示位置 機首部両側面及び垂直尾翼両側面 防大-1からの一連番号</p> <p>文字の色 黒又は白色</p>
<p>識別</p>	<p>標示位置 垂直尾翼両側面機番号の上部</p> <p>大きさ 主翼の「日の丸」より小さいこと。</p>

滑行機の標示例



(識別デザインは、付図のとおり。)



付図（第5条関係）

識別デザイン（校章）

1 左側面用



2 右側面用



別紙様式第1（第4条関係）

国有財産（滑空機）受領調書

種 別	航 空 機	名 称	
数 量		価 格	
製造年月日			
所 属 換 (相手側名称)		納入会社名	
受領場所			
受領年月日			
<p>平成 年 月 日</p> <p>国有財産部局長 防衛大学校長</p> <p>殿</p> <p>受領官 訓練課長</p> <p style="text-align: right;">印</p>			

別紙様式第2（第7条関係）

運用限界指定書

滑空機の型式 _____

滑空機番号 防大


上記滑空機の運用限界を下記のとおり指定する。
ただし、限界事項に変更が生じた時点で効力を失するものとする。

記

耐空類別 :

運用限界 :

平成 年 月 日

防衛大学校長 

別紙様式第3（第9条関係）

学 校 長	副校長(事)	副校長(教)	幹 事	訓練部長	訓練課長	訓練課長補佐(管)

〇〇. 〇〇. 〇〇

訓 練 課

滑 空 機 被 害 報 告 書

機 種 型 式		機番号		被害日時	
				被害場所	
滅失又は き損の原因				被害の程度	修復の可否
当該滑空機 の台帳記載 事項	構 造 及 び 寸 法		性 能 及 び 用 途		
	機体： 翼：	全長： 全幅： 全高：	乗員数： 全備重量： 用途：		
台帳価格(円)					
損 害 の 明 細	機 体 部 品 等 況	使用又は 修理可能品			
		修理不能品			
	損 害 見 積 価 格		(円)		
修 復 の 経 費 等	整備事項の概要				
	校内修復の場合の 見 積	(M/H)	材料費見積	(円)	
	外注等の場合の 復旧費の見込み額		(円)		
その他の参考事項					

別紙様式第4（第12条関係）

訓練課長	課長補佐(管)	訓練係	航空訓練企画係	航空機係	関係課

滑空機使用申請書

平成 年 月 日

使用責任者	所属	官職	氏名 ⑩
目的			
機種・機数			
年月日	平成 年 月 日		
場所			
使用者			
使用方法			
安全処置			
その他			